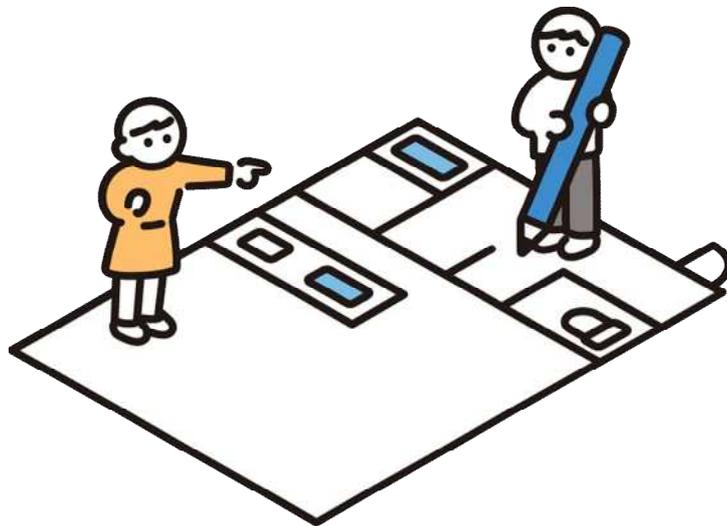


令和7年度

荒川区 住宅増・修築資金融資あつ旋事業

申込みのしおり



この制度について

区民の方が、ご自宅のリフォーム工事をする際に、区が金融機関に融資あつ旋をおこない、低利で融資が受けられるよう利子の一部を補給する制度です。

※ 必ず、工事に着手する前に、相談及び申込みをすませてください。

荒川区防災都市づくり部住まい街づくり課

電話03-3802-3111 内線2824

■制度の内容

1. 融資あっ旋額 …… 20万円～500万円(1万円単位、工事費の範囲内)
2. 金融機関との契約利率 …… 年0.95%(固定金利型)
3. 利子補給率
 - (1) 外壁、屋根の修繕又はこれらの修繕を含む改修工事 …… 年利率0.57%(本人負担利率0.38%)
 - (2) 高齢者(65歳以上)及び心身障がい者同居世帯 …… 年利率0.57%(本人負担利率0.38%)
 - (3) (1)及び(2)に該当しない場合の利子補給利率 …… 年利率0.50%(本人負担利率0.45%)※ 区は、融資を受けた方の金利負担を軽減するために、融資した金融機関に利子補給をおこないます。
4. 返済期間 …… 7年以内(据置期間3カ月を含む)
5. 融資の時期 …… 工事完了後(工事完了届を区に提出後)
(注)令和8年3月31日までに融資実行されるものが対象です。
6. 返済方法 …… 元利均等月賦返済・元金均等月賦返済
7. 毎月の返済額例
 - ご利用額100万円、返済期間7年・84回、元利均等返済の場合
年利率0.50%(本人負担利率0.45%) …… 約12,100円
 - ご利用額150万円、返済期間7年・84回、元利均等返済の場合
年利率0.50%(本人負担利率0.45%) …… 約18,200円※ 詳しくは金融機関にお尋ねください。

■対象となる住宅

1. 荒川区内にある現在居住している住宅で、住居部分が総床面積(車庫等の附属建物を含む)の2分の1以上であるもの。
2. 申込人が居住する共同住宅(賃貸を除く)の共用部分。
3. 申込人の所有でない建物は、その建物の所有者の工事承諾が得られたもの。
4. 申込人の所有でない土地に建てられた建物は、その土地の所有者の工事承諾が得られたもの。

■工事の範囲

住宅の居住性を高めるための次のような増築、修繕、模様替等を対象とします。

1. 基礎、土台、外壁、屋根等の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事
2. 門、塀、車庫、壁、床、窓枠等の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事
3. 浴室、台所、トイレ等の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事

■申込資格

1. 対象となる住宅に、現に引き続き1年以上居住している方。
2. 世帯全員が住民税及び国民健康保険料又は国民健康保険税を滞納していないこと。
3. 生活保護を受けていないこと。
4. 申込時の年齢が20歳以上で、返済完了時の年齢が80歳以下の方。ただし、申込人に連帯債務者となれる20歳以上の子(孫等を含む)がいる場合は、この限りではない。
5. 連帯保証人があること。ただし、金融機関の指定する保証機関と保証契約を締結する場合は不要
6. 申込人及び同居人の令和6年中の合計所得金額が1,200万円以下であること。
7. 現在、この融資のあっ旋を受けていない方。
8. 現在、この制度の連帯保証人になっていない方。

■連帯保証人の資格

1. 住民税を滞納していない方。
2. 申込人の配偶者及び生計を一にする者でない方。
3. 融資決定時の年齢が70歳以下である方。
4. 現在、この融資のあっ旋を受けていない方。
5. 現在、この制度の連帯保証人になっていない方。

■注意事項等

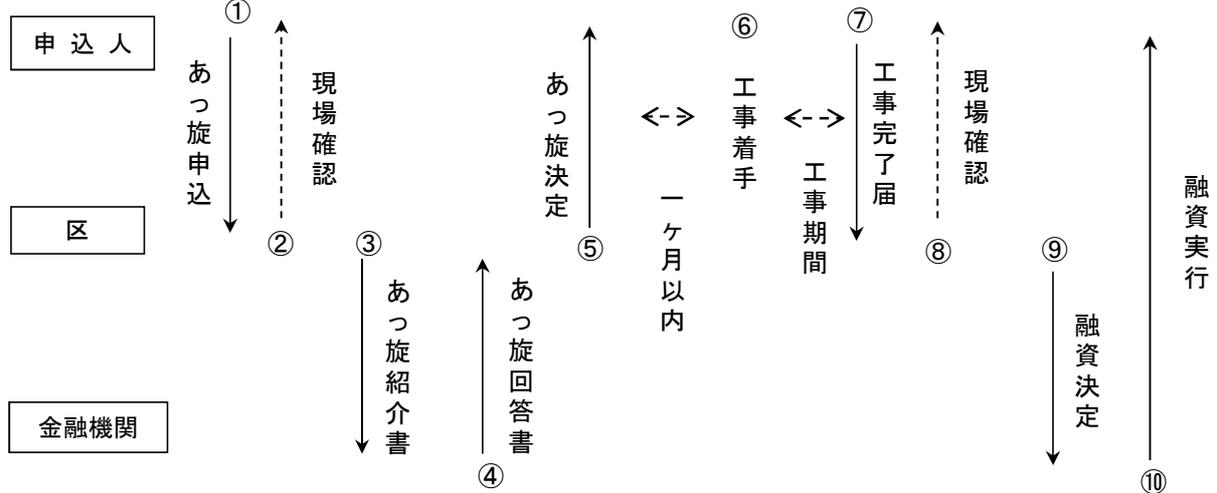
1. この制度は、区が直接融資するものではありません。
2. あっ旋決定通知前に工事に着手されますと、融資あっ旋ができなくなります。
3. 工事完了後、施行業者と連名にて工事完了届を提出していただきます。
その後、区が現場を確認してから、金融機関の融資は実行されます。
4. 金融機関の審査結果によって、融資を受けられないことがあります。
5. 次のような場合は、融資のあっ旋の取り消し、契約の解除、又は資金の返還をしていただくことがあります。
 - (1) 偽りの申し込み等により、融資あっ旋を受けたとき。
 - (2) あっ旋決定通知後1カ月以内に工事に着手しないとき。
 - (3) 資金の返済、又は利子の払いを怠ったとき。

■申し込みに必要な書類

※連帯債務者をたてる場合は、連帯債務者にかかる書類も必要になります。

共戸 同建 住宅 専・ 用分 譲分 型	共 用 部 住 宅	分 譲 型	必 要 書 類
			※この他の書類が必要になることがあります。 ※原則として、証明書類は発行後3カ月以内のものとしします。
○	○		①あっ旋申込書
○	○		②住民票【世帯全員、続柄記載のもの】
○	○		③令和7年度の住民税課税(非課税)証明書【世帯全員】 ※6月中旬までは、令和6年分確定申告書(收受印の押印されたもの)または令和6年分源泉徴収票
○	○		④令和6年度の住民税納税(非課税)証明書【世帯全員】
○	○		⑤令和6年度の国民健康保険料納付済額証明書【世帯全員】
○	○		⑥設計図
○	○		⑦確認済証のコピー(建築確認が必要な場合)
○	○		⑧工事見積書のコピー
	○		⑨工事請負契約書のコピー
	○		⑩工事費負担明細書
○	○		⑪建物の全部事項証明書 ※借家の場合は、上記の書類に加え、建物の賃貸借契約書のコピー及び家主の承諾書も必要
○	○		⑫土地の全部事項証明書 ※借地の場合は、上記の書類に加え、土地の賃貸借契約書のコピー及び地主の承諾書も必要
			(以下、連帯保証人にかかる書類)
○	○		⑬連帯保証人の住民票の写し
○	○		⑭連帯保証人の令和7年度年度住民税課税(非課税)証明書 ※6月中旬までは、令和6年分確定申告書(收受印の押印されたもの)または令和6年分源泉徴収票
○	○		⑮連帯保証人の令和6年度の住民税納税(非課税)証明書

■主な手続きの流れ



■利用できる金融機関

	金融機関名	電話	所在地
朝日信用金庫	荒川支店	3895-3011	町屋6-1-1
	東尾久支店	3895-2222	荒川5-31-7
	西尾久支店	3810-0111	西尾久2-30-1
	荒川南支店 (事務取扱は根岸支店)	3807-8711	荒川1-22-11
	根岸支店	3875-1401	台東区根岸4-15-11
東京東信用金庫	荒川支店	3806-6801	荒川4-25-9
	尾久支店	3894-4131	東尾久4-4-15
	町屋支店	3895-9671	町屋3-31-14
城北信用金庫	東尾久支店	3895-3711	東尾久2-37-18
	日暮里中央支店	3891-4121	東日暮里6-6-4
	尾久中央支店	3893-8121	西尾久3-8-1
	尾久駅前支店	3894-4141	北区昭和町2-8-1
	日暮里駅前支店	3803-5121	東日暮里5-51-10
	南千住支店	3802-1111	南千住5-40-16
	本店営業部	3891-2111	荒川3-79-7
	町屋支店	3892-8101	町屋1-3-9
瀧野川信用金庫	本店	3893-6151	北区田端新町3-25-2
巣鴨信用金庫	西日暮里支店	3802-2111	西日暮里5-34-4
第一勧業信用組合	尾久支店	3893-7205	西尾久1-21-15